

神奈川県スマート農業推進事業実施要領

第1 目的

この要領は、神奈川県スマート農業推進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施

1 間接補助事業

要綱別表第1の補助事業者のうち、市町村が補助事業者となり、事業実施主体に対し、間接的に補助を行う場合をいう。この場合、特に定めのない限り、事業実施主体から県への書類等の提出及び県から事業実施主体への通知等は市町村長を経由するものとする。

2 補助対象

補助金等の交付の対象経費等は要綱別表第1及び次のとおりとする。

- (1) 補助対象機器に付随するアタッチメント及び複合環境制御盤と一体となって導入する環境モニタリング装置、自動換気装置やヒートポンプ等の環境制御装置等。ただし、燃油暖房機は補助対象外とする。
- (2) 原則新品とするが、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (3) 補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の3月30日までに機器等の導入設置及び支払いを完了することを条件とする。ただし、作型等の栽培上の都合により、やむを得ない理由で期限までに機器等の設置ができない場合は、設置が可能となった後、速やかに設置することとし、設置費用は補助対象経費に含めないものとする。

第3 成果目標の設定

1 先進的産地育成事業

- (1) 自らの栽培管理や集出荷、調整作業に用いるスマート機器の導入及び設置、データ分析等に要する経費の場合
 - ア 成果目標は、労働時間あたり生産量の40%以上増加とする。
 - イ 目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- (2) 農業者への貸し出し事業のために用いるスマート機器の導入及び設置に要する経費の場合
 - ア 成果目標は、導入する機器により作業を実施する面積の増加、ならびに、導入する機器の貸し出し回数の増加とする。
 - イ 目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

2 小型農業機械電動化・自動化支援事業

成果目標は以下に掲げる成果目標から一つ設定するものとし、目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

- (1) 10 a あたり収量の 10%以上の増加
- (2) 10 a あたりの作業時間の 10%以上削減
- (3) 経営面積の 10%以上増加
- (4) 生産量の 10%以上増加
- (5) 年間販売額の 10%以上増加

第4 要件等

事業実施における要件及び留意事項は次のとおりとする。

- 1 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象外とする。
- 2 補助事業者が、過去に本事業を含む県の事業や国庫補助事業により導入した機器の単純更新については、本事業の対象外とする。
- 3 機器の導入にあたっては、希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は見積もり合わせ等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。(中古農業機械の導入時は除く。)
- 4 助成対象となる機械は動産総合保険等の保険(天災等に対する補償を必須とする。)への加入に努めるものとする。
- 5 補助事業者は、県が行う調査等について協力するものとする。

第5 事業実施までの手続

1 事業計画等の提出

- (1) 計画作成にあたって、他事業との関連等を考慮し、次の事項に留意するものとする。

ア 神奈川県都市農業推進条例、かながわ農業活性化指針等、関連する県計画の趣旨との整合性

イ 補助事業により導入する機器等の規模、利用計画の妥当性

- (2) 補助事業者は、神奈川県スマート農業推進事業計画書(様式1。以下「計画書」という。)を作成し、別に定める期日までに地域県政総合センター所長(横浜市、川崎市にあつては横浜川崎地区農政事務所長。以下「所長」という。)に提出するものとする。
- (3) 補助事業者から計画書の提出を受けた所長は、チェックリスト(参考様式7)を用いて書類を確認し、環境農政局農水産部長(以下「農水産部長」という。)に報告する。

2 事業の決定等

- (1) 農水産部長は、所長から提出された計画書の県の補助額を集計し、予算の範囲内で、

事業の内容が適切であると認められる場合は、要望額のとおり計画承認（参考様式1）し、その結果を所長に通知するものとする。なお、予算を超過する場合は、燃油を使用しない機器を導入する場合を優先とし、別表のポイントの合計が上位の順に採択するものとする。ただし、間接補助事業は事業実施主体ごとにポイントを算定し、順位を決定する。ポイントの合計が同じ申請が複数あった場合は、補助対象経費あたりの受益面積が広いものから採択するものとする。

（2）（1）の通知を受けたときは、所長は速やかに、該当補助事業者計画承認及び補助額を通知するものとする。

3 補助金交付申請

（1）補助事業者は別に定める期日までに、補助金交付申請書（要綱第1号様式。以下「申請書」という。）を所長に提出するものとする。

（2）所長は、補助事業者から提出された申請書の内容を確認するとともに、速やかに農水産部長に報告するものとする。

（3）農水産部長は、補助事業者について、要綱第6条の2に基づき神奈川県警察本部長に対して確認を行い、結果を所長に通知するものとする。

4 補助金の交付決定

（1）所長は、補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第6条に基づき、交付決定及び通知（参考様式2）するものとする。

交付決定にあたっては、申請書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を確認するものとする。

（2）所長は、交付決定後速やかに前項の書類の写しを農水産部長に報告するものとする。

第6 事業の実施

1 事業の着手

（1）事業の着手は、原則として補助金交付決定後とする。所長の交付決定通知前に事業着手する場合には、補助事業者は、補助金交付決定前事業着手届（様式2）を提出するものとする。

（2）補助金交付決定前事業着手届の提出期限は、補助事業等に係る契約締結（発注）前とする。

（3）所長は補助金交付決定前事業着手届を受理したときは、速やかにその旨を農水産部長に報告するものとする。

（4）事業の着手年月日は、機器等の発注日とする。

2 事業計画の変更

（1）要綱第9条に定める事業の中止、廃止等が発生する場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（要綱第3号様式。以下「変更承認申請書」という。）を所長に提出するものとする。

（2）所長は、変更承認申請書の内容が適切であるか確認し、補助事業者に変更承認及び変更交付決定を通知（参考様式3）する。ただし、補助額の増減を伴う変更について

は、速やかに変更承認申請書と計画書を農水産部長に報告し、調整した後で変更承認及び交付決定を行う。

(3) 所長は、変更承認後速やかに変更承認申請書の写しを農水産部長に報告する。

3 実施状況の報告

要綱第 11 条に定める事業実施状況報告書(要綱第 4 号様式)の提出を受けた所長は、2 月 6 日までに農水産部長に報告するものとする。

第 7 事業完了後の手続き

1 年度内履行確認の実施

所長は、要綱第 12 条により提出された実績報告書に基づいて、実施年度内に補助事業履行確認書(様式 3)により履行確認を行うものとする。ただし、年度内に額の確定がなされた場合を除く。

2 実績報告書の提出

(1) 要綱第 12 条に定める実績報告書は事業完了の日から 30 日以内を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の 3 月 30 日のいずれか早い日までに、次の書類を添付して提出するものとする。

ア 事業内容がわかる写真

※施設等への設置を要する機器の場合は、導入した機器が 3 月 30 日までに施設に施工されていれば、設置状況の写真を添付する。第 2 の 2 の (3) ただし書きにより設置に至らなかった場合は、設置前の機器の写真を添付する。設置可能となった後は速やかに設置し、設置状態の写真を機器施工完了届(参考様式 4)にて所長あて報告する。

イ 補助事業に係る収支を証する書類(領収書等)の写し

ウ その他参考となる資料

(2) 規則第 17 条に規定する財産の取得等を伴う補助事業については、実績報告書の提出にあたって財産管理台帳の写しを添えるものとする。

3 完成確認検査の実施

(1) 所長は、実績報告書等を受理した場合に、当該報告書等の書類審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業等の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか補助事業検査記録簿(参考様式 5)を参考に完成確認検査(以下「検査」とする。)を実施するものとする。

(2) 検査は、原則として現地確認を行うものとする。なお、間接補助事業として実施する場合は、市町村長が行う検査に同行することが適当である。

4 額の確定

(1) 検査の結果は、補助事業完成確認検査調書(参考様式 6)にとりまとめ、適正と認められたときは、所長は補助金等の額を確定するものとする。

(2) 額の確定通知については、すでに通知している交付決定額と確定額が相違する場合のみ行うものとする。

- (3) 所長は、額の確定を行ったときは、実績報告書の写し及び補助事業完成確認検査調書の写しを添付し、速やかにその旨を農水産部長に報告するものとする。

第8 関係書類の整備

- 1 補助事業者は、補助事業等の実施に係る関係書類等を整理し、事業実施年度の翌年度から10年間保存するものとする。
- 2 なお、関係書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が継続できない場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に関係書類を引き継ぐものとする。

第9 目標達成状況報告

- 1 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、各年度の目標達成状況について、当該年度の翌年度の5月末日までに、神奈川県スマート農業推進事業目標達成状況報告書（様式4。以下「目標達成状況報告書」という。）を作成し、所長に報告するものとする。ただし、小型農業機械電動化・自動化支援事業の場合は、目標年度の達成状況のみ報告するものとする。
- 2 所長は、実施状況報告書を受理した場合には必要に応じて現地調査等を行い、内容について確認し、その結果について目標達成状況報告書を添付のうえ、農水産部長に6月末日までに報告するものとする。
- 3 目標年度において目標が達成されない場合、補助事業者は、事業実施年度の目標年度からその翌々年度までの間、各年度の目標達成状況について、当該年度の翌年度の5月末日までに、目標達成状況報告書を作成し、事業評価を行い所長に報告するものとする。
- 4 所長は、報告を受けた目標達成状況及び事業評価について点検し、その結果を6月末日までに農水産部長に報告するものとする。所長は、事業計画目標に対して事業実施状況が不十分である場合は、目標が達成できるように補助事業者等に対して適切に指導するものとする。

第10 補助金の返納

- 1 補助事業者は、補助金を受けた後に要綱及びこの要領に定める事項を満たさないことが判明した場合には、所長に当該補助金の一部又は全部を速やかに返納しなければならないものとする。
- 2 所長は、返還額が生じることが明らかになった時は、補助金の一部又は全部を減額し、すでに交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第11 予算の調整等

農業振興課は、予算の効率的な執行及び公平な補助金執行を担保するため、地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所と連携を図りつつ、補助金の執行にあたり総合的な調整を行うことができるものとする。

第 12 関係所管課の協力

本事業を実施するにあたり、地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所が県の施策との整合の確認や、専門的な知見による意見を要するときは、必要に応じて関係所管課に意見を求めることができるものとする。

第 13 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 7 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 11 月 14 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 22 日から施行する。

別表 ポイント表

1 先進的産地育成事業

成果目標に係るポイント	・自らの栽培管理や集出荷、調整作業に用いるスマート機器の導入及び設置、データ分析等の場合 ＜労働時間あたりの生産量の増加＞ 80%以上・・・10 ポイント 70%以上・・・8 ポイント 60%以上・・・6 ポイント 50%以上・・・4 ポイント 40%以上・・・2 ポイント ・農業者への貸し出し事業のために用いるスマート機器の導入及び設置に要する経費の場合 一律2 ポイント 導入する機器により作業を実施する面積の増加がない、または導入する機器の貸し出し回数が増加しない計画は補助対象外。
受益面積（※導入する機器により作業を実施する面積）に係るポイント ※農業者への貸し出し事業のために用いるスマート機器の導入及び設置に要する経費の場合	＜受益面積（水稻）＞ 50ha 以上・・・10 ポイント 40ha 以上・・・8 ポイント 30ha 以上・・・6 ポイント 20ha 以上・・・4 ポイント 10ha 以上・・・2 ポイント ＜受益面積（露地野菜・露地花き・鑑賞樹・果樹・茶・水稻以外の土地利用型作物）＞ 10ha 以上・・・10 ポイント 8 ha 以上・・・8 ポイント 6 ha 以上・・・6 ポイント 4 ha 以上・・・4 ポイント 2 ha 以上・・・2 ポイント ＜受益面積（施設野菜・施設花き）＞ 0.5ha 以上・・・10 ポイント 0.4ha 以上・・・8 ポイント 0.3ha 以上・・・6 ポイント 0.2ha 以上・・・4 ポイント 0.1ha 以上・・・2 ポイント

導入する技術に係るポイント	<かながわスマート農業・水産業推進プログラム（以下、プログラム）> プログラムに記載されている技術を導入する場合・・・5ポイント <導入技術の数> 6種類以上・・・10ポイント 5種類・・・8ポイント 4種類・・・6ポイント 3種類・・・4ポイント 2種類・・・2ポイント
---------------	---

2 小型農業機械電動化・自動化支援事業

成果目標に係るポイント	<10 a あたり収量の増加> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント <10 a あたりの作業時間の削減> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント <経営面積の増加> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント <生産量の増加> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント <年間販売額の増加> 40%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント
-------------	---

	20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント
導入機器に係るポイント	<電動化・自動化した機器の導入> 自動操舵機能付きの田植え機・トラクター、環境制御装置、ドローン、汎用自走ロボット、自律型草刈りロボット、自動防除機を導入する場合・・・3ポイント
経営管理の高度化に係るポイント	<法人化への取組> 法人化している場合・・・2ポイント <GAP 又は農場 HACCP 認証の取得> GLOBALG. A, P 又は ASIAGAP 又は農場 HACCP の認証を取得している場合・・・2ポイント <農業版事業継続計画（BCP）の策定> 農業版事業継続計画（BCP）を策定している場合・・・2ポイント <青色申告> 青色申告を行っている場合・・・2ポイント
脱炭素化に係るポイント	<有機 JAS 認証の取得> 有機 JAS の認証を取得している場合・・・2ポイント <省エネ機器の導入> 温室効果ガスの削減に資する機器を導入している場合・・・2ポイント
女性の取組に係るポイント	<女性の経営参画> 申請者が以下のいずれかに該当している場合・・・2ポイント （１）女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） （２）代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 （３）法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの